

令和7年3月11日

長崎みなとメディカルセンター入院診療費算定業務従事者労働者派遣業務【単価契約】の制限付一般競争入札募集公告

地方独立行政法人 長崎市立病院機構
理事長 門田 淳一



下記のとおり長崎みなとメディカルセンター入院診療費算定業務従事者労働者派遣業務【単価契約】について、制限付一般競争入札を行いますので、長崎市立病院機構契約規程(平成24年規程第52号)第5条第2項の規定に基づき公告します。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 長崎みなとメディカルセンター入院診療費算定業務従事者労働者派遣業務【単価契約】
- (2) 履行場所 長崎市新地町6番39号 長崎みなとメディカルセンター
- (3) 概要 事務部診療報酬室における入院診療費算定業務従事者労働者派遣
- (4) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (5) 最低制限価格 最低制限価格は設けない
- (6) 契約保証金 要(契約金額の100分の10以上。ただし地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程第31条第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除)

2 参加資格

次の(1)から(8)までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 長崎市立病院機構契約規程第2条第1項に規定する者に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 制限付一般競争入札参加申請書等の提出時点において長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「物品調達・業務委託(その他の役務)」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成7年11月7日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成24年長崎市告示第85号)の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
- (4) 長崎県暴力団排除条例(長崎県条例第47号)第16条に規定するは社会的非難関係者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。

- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 厚生労働大臣から履行期間における「労働者派遣事業許可証」が交付されている者。(本許可証の写しを提出)
- (8) 過去5年以内に、沖縄県を除く九州内のいずれかの県において一般病床数300床以上かつ二次救急指定病院以上の病院から入院診療費算定業務従事者労働者派遣を1件以上受託している又は受託したことがある者。(契約書等の写しを提出)

3 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。
 - 制限付一般競争入札参加申請書、誓約書並びに2(7)及び(8)に記載する書類
- (2) 申請書等は、(3)ウの受付場所に持参又はファックスにより提出するものとする。ファックスによる場合は、必ず、着信確認の電話を行うこと。なお、ファックスで申請書等を提出した場合は、原本についても、後日、持参又は郵送により提出すること。
- (3) 申請書等の受付
 - ア 受付期間 令和7年3月11日(火)から令和7年3月13日(木)17時00分まで
 - イ 受付時間 9時00分から17時00分までとする(12時00分から13時00分までを除く。)
 - ウ 受付場所 長崎市新地町6番39号
地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部人事課
TEL:095-822-3251(代表) FAX:095-826-8798
- (4) その他
 - ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
 - ウ 提出書類は返却しないものとする。
 - エ 提出書類は公表しないものとする。

4 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

入札参加資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、令和7年3月14日(金)17時00分までに電子メール又はファックスにて通知する。

5 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンターのホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、事務部人事課の窓口で配布する。この場合は、事前に事務部人事課へ連絡すること。
- (2) 仕様書等の質疑応答

本業務にかかる仕様書等の質疑は添付質問書で行うものとする。

提出期間は上記3の(3)に記載の受付期間とし、同受付場所に、持参又はファックスにより提出すること。なお、ファックスによる場合は、必ず、着信確認の電話を行うこと。

6 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。
- (2) 提出期間 令和7年3月14日(金) から 令和7年3月20日(木) まで
日本郵便株式会社長崎中央郵便局 必着
- (3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかにより(2)に記載の郵便局留とすること。
- (4) 入札執行回数は、1回を限度とする(再度入札については行わない。)

7 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は行わない。

8 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は当該開札に立会うことができる。

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和7年3月21日(金) 11時00分
- (2) 場所：長崎みなとメディカルセンター1階 第3会議室

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額が確認できない入札
- (5) 長崎市立病院機構契約規程第10条に該当する入札
- (6) 本機構所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「6 入札書の提出方法等」(3)に記載する郵送方法以外による入札
- (8) 再度入札する場合において、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者の入札

11 入札書の撤回等

入札者は、本機構に提出した入札書(当機構に提出期限までに到達したものをいう。以下同じ)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を届け出なければならない。

13 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

14 落札者の決定方法

(1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、本機構が定めるくじ方式により落札者を決定する。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

15 異議の申立て

入札した者は、入札後、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 入札に関する問い合わせ先

長崎県長崎市新地町6番39号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部人事課 担当：小野

TEL:095-822-3251 (代表) 内線 3715 FAX:095-826-8798